

(議院運営委員会)

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)(衆議院提出)要

旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じ、一定の常時勤務することを要しない国会職員について、育児休業をすることができるようにする。

二、この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。